

全員協議会会議録

1 開会	2
2 あいさつ	2
3 議題	2
(1) 提出議案について	2
① 議案第1号 令和3年度矢板市一般会計補正予算(第12号)	2
(2) 協議議案について	4
① 会議、議事日程及び議案の取扱いについて	4
② 令和4年度矢板市議会日程(案)について	4
(3) 報告事項について	5
① 塩谷広域行政組合議会について	5
② 報告第1号 市長の専決処分事項報告について	
専決第1号 工事請負契約の変更について	6
③ 矢板市環境基本計画のパブリックコメント実施について	7
④ 矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について	8
⑤ 塩谷広域行政組合同規約の一部変更について	9
⑥ 令和4年度当初予算の概要について	10
⑦ 矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	14
⑧ 矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について	15
⑨ 矢板市介護給付基金条例の一部改正について	16
⑩ 矢板市消防団条例の一部改正について	17
⑪ 市営住宅の適正配置について	18
⑫ 矢板市立地適正化計画策定の進捗状況について	19
4 その他	22
5 閉会	24

日 時 令和4年2月9日(水) 午前10時00分～午前11時00分
場 所 議場

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長 高 橋 弘 一
- ⑤ 秘書広報課長 佐 藤 賢 一
- ⑥ 総務部長兼総務課長 塚 原 延 欣
- ⑦ 健康福祉部長兼社会福祉課長 沼 野 晋 一
- ⑧ 高齢対策課 高 橋 理 子
- ⑨ 健康増進課長 村 上 治 良
- ⑩ 生活環境課長 柳 田 豊
- ⑪ 経済建設部長兼建設課長 和 田 理 男
- ⑫ 都市整備課長 佐 藤 裕 司

※新型コロナ感染症対策のため、関係する職員のみ出席

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 主査 粕 谷 嘉 彦

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（10：00）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第373回矢板市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回、市当局から提出いたします案件は、報告事項1件、補正予算1件の計2件であります。

提出議案及び各報告事項につきましては、所管の部課長から説明いたしますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 提出議案について

① 議案第1号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第12号）

○議長 議題に入ります。①について説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） それでは提出議案につきまして御説明をさせていただきます。

議案第1号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第12号）につきまして
は子育て世帯への臨時特別給付金のうち、本市独自にに係る経費で歳入歳出

それぞれ 1,150 万円を追加計上し、予算総額を 153 億 4,510 万円に補正しようとするものでございます。

それでは予算書 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算 (第 12 号)、以下朗読については割愛をさせていただきます。

ページをお進み願います。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入 15 款 国庫支出金、19 款 繰入金で歳入合計補正額が 1,150 万円、歳入の予算総額が 153 億 4,510 万円であります。

その下、歳出 3 款 民生費、歳出合計補正額が 1,150 万円、歳出の予算総額が 153 億 4,510 万円でございます。

それでは予算に関する説明書の 4 ページ、5 ページをお願いいたします。

まず、2 歳入、15 款 2 項 1 目 総務費国庫補助金、その下、19 款 1 項 7 目 財政調整基金繰入金ということで、内容は説明欄に記載のとおりでございます。

その下、3 歳出となります。3 款 2 項 1 目 児童福祉総務費。説明欄ですが、児童福祉援護事業ということで、子育て世帯への臨時特別給付金の給付事務に係る経費。通信運搬費は通知の郵送料等。手数料は口座振替の手数料等となります。

その下、2 目 児童措置費につきましては、この給付金の本体といいますか扶助費でありまして、この子育て世帯への臨時特別給付金の国の政策もありましたが、その対象とならない方、市独自となりますが、18 歳までの児童については、5 万円ということになります。また、昨年 9 月以降、離婚によりまして給付金を受給できなかった独り親世帯についての児童については 10 万円というものでございます。

議案第1号についての説明は以上となります。よろしくお願ひします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 なしと認めます。

(2) 協議事項について

① 会期、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、①について説明を求めます。

○議会運営委員長（佐貫薫） 御協議申し上げます。

第373回矢板市議会臨時会の議会運営については、去る2月1日午前10時から、第2委員会室において、議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について慎重に協議をした結果、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

なお、議案の取扱いにつきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、即決をお願いいたします。

以上のとおり、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 令和4年度矢板市議会日程（案）について

○議長 説明を求めます。

○議会事務局長（薄井勉） 令和4年度の日程表案について御説明いたします。

令和4年度から通年議会を前提としておりますので、これまでの定例会は定例会議、それから臨時会については随時会議と表示することになります。

日程についてはこれまでと大きな変更はありませんが、改めて御確認をいただきまして、今後の予定等に御配慮くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

令和4年度の議会日程は、案のとおり進めてまいりますので御留意願います。

(3) 報告事項について

① 塩谷広域行政組合議会について

○議長 私、議長のほうから御報告申し上げます。

去る2月7日、午後1時30分からエコパークしおやにおいて、全員協議会が開催され、その後、第145回塩谷広域行政組合議会定例会が開催されました。

議案等については、議案第1号 令和4年度塩谷広域行政組合一般会計予算、議案第2号 令和4年度塩谷地方ふるさと市町村圏基金特別会計予算、議案第3号 令和3年度塩谷広域行政組合一般会計補正予算(第2号)、議案第4号 塩谷広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、議案第5号 塩谷広域行政組合児童発達支援施設条例の廃止について、議員案第1号 塩谷広域行政組合議会会議規則の一部改正についての、議案5件及び議員案1件であります。

いずれの議案も原案のとおり可決されました。

詳細については事務局に資料がありますので、御覧いただくことができます。

以上で報告を終わります。

② 報告第1号 市長の専決処分事項報告について

専決第1号 工事請負契約の変更について

○議長 ②について説明を求めます。

○生活環境課長（柳田豊） 報告第1号 市長の専決処分事項報告につきまして
は、専決第1号 工事請負契約の変更についてであります。

報告事項の1ページを御覧ください。

（報告事項1ページを朗読）

2ページにつきましては、朗読を省略させていただきます。

それではこのたびの工事請負契約の変更について、概要を説明させていただきます。

第2期矢板市同報系防災行政無線通信設備整備工事につきましては、令和3年5月20日に議決をいただきまして、同日付けで工事請負契約を締結いたしました。当初の工事内容につきましては、矢板市同報系防災行政無線の戸別受信機配備に伴う送信周波数変更工事の2年目といたしまして、屋外拡声子局全101か所のうち50局と、矢板消防署の遠隔制御装置の整備を実施しております。

しかしながら、戸別受信機の受信状況試験で、受信状態の悪い65世帯が新たに確認されたため、追加工事として屋外アンテナの設置が必要になったこと、及び屋外拡声子局に関し電波電搬実験の結果、既存スピーカーの調整だけでは、

音達状況の改善が見込めない区域が新たに 25 子局確認されたため、スピーカーの交換を行ったものでございます。

なお、変更増額は、契約額の 1.1%増の 183 万 7,000 円で、総額は、1 億 6,683 万 7,000 円、変更契約日は、令和 4 年 1 月 13 日でございます。

説明は以上となります。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 矢板市環境基本計画のパブリックコメント実施について

○議長 ③について説明を求めます。

○総合政策課長（高橋弘一） 矢板市環境基本計画のパブリックコメント実施について御報告いたします。

矢板市環境基本計画につきましては、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間の計画期間として策定しております。

しかしながら、環境を取り巻く社会情勢につきましては、近年の気候変動や、2050 年カーボンニュートラルへの対応など、特に地球温暖化対策において非常に大きく変化しております。

そのため、現計画を抜本的に見直し、令和 4 年度を初年度とする、新たな矢板市環境基本計画を策定することで進めてまいりました。

このたび、計画の素案がまとまりましたので、この計画案に対しパブリックコメントを実施するものであります。

パブリックコメントの実施期間につきましては、3 月 8 日までの 1 か月間、実施方法などにつきましては、記載のとおりであります。

計画の概要であります。資料のページを進めていただきまして、3ページ目になります。

こちら計画における施策の全体的な体系として、左から目指すべき目標である、矢板市の環境の将来像。次が、施策の基本方針である、施策の大綱とその概要。そして個別施策である、施策の柱と市の主な取組、最後に目標指標を記載しております。

5つの施策大綱を基本方針として定めましたが、現計画の取組を基本としつつ、新たな課題や考え方、取組などを計画した内容となっております。

施策大綱ごとの取組の説明は省略させていただきますので、後ほど御確認をお願いいたします。

なお、このパブリックコメントの実施のほか、市民や事業者、関係行政機関の職員で組織されました矢板市環境審議会に、この計画策定について諮問し、御意見をいただいているところであります。

以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について

○議長 ④について説明を求めます。

○総合政策課長 矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について御報告いたします。

個人が行う、いわゆる個人版のふるさと納税寄附金につきましては、矢板市ふるさと納税基金条例に基づき、寄附金を基金に積み立て、有効に活用してお

ります。

今回、企業からの企業版ふるさと納税寄附金につきましても、個人版のふるさと納税寄附金と同様に、寄附金を有効活用するため、条例の一部改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、資料に記載のとおり、現行条例に企業版ふるさと納税制度を追加する改正となります。

この条例の一部改正につきましては、第 374 回矢板市議会定例会に議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 塩谷広域行政組合同規約の一部変更について

○議長 ⑤について説明を求めます。

○総合政策課長 次に、塩谷広域行政組合同規約の一部変更について、御報告いたします。

塩谷広域行政組合において、組合の共同処理する事務のうち、児童発達支援施設の設置及び管理運営に関する事務について、こども発達支援センターたけのこ園を民間に譲渡することになったため、その事務を廃止することから、組合同規約を一部変更するものであります。

組合の規約変更に当たりましては、地方自治法の規定により、組合を構成する各市町の議会の議決が必要とされておりますので、当該規約の変更を第 374 回矢板市議会定例会に議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

します。

以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥ 令和4年度当初予算の概要について

○議長 次に、⑥について説明を求めます。

○総務課長 令和4年度当初予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

この令和4年度の予算につきまして、目下の課題であります新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、アフターコロナに重きを置いた新規事業も多く盛り込むなど、コロナ禍において厳しい財政状況の中におきましても、健全財政を堅持しつつ、持続可能な財政運営を図りながらも、矢板市の未来を切り拓くための各種施策を積極的に盛り込んだ中身の詰まった予算となっております。

それでは資料を御覧いただきたいと思えます。まず1ページの、1歳入歳出予算会計別一覧表を御覧願います。

まず、今回の当初予算の編成に当たりまして、令和3年度同様に、市長からは矢板市の財政力を見て一般会計は130億円以内とし、それに特殊事情を加味した予算とするよう指示が出されました。

全庁的にその市長指示に対する共通認識を持ちまして、担当課からの要求そして厳正な査定を行い、その結果1月に御報告をしました、増額の理由等によりまして4年ぶりに前年度比の増ということで令和3年度より9億1,200万円、率で7%の増の予算総額139億2,000万円となったところであります。

その下、特別会計につきましては総額で前年度比 0.4%の減。国民健康保険、後期高齢者医療、ハッピーハイランド矢板排水処理事業が増加をし、介護保険が減少しております。

また企業会計では水道、下水道事業ともに減少をしております。

一般会計、4つの特別会計、2つの企業会計を合わせた予算総額は 235 億 3,150 万円で対前年度比 7 億 7,010 万円、率で 3.4%の増となっております。

次にその下、2 一般会計歳入予算款別一覧表を御覧願います。

主なものを御説明させていただきます。

まず、1 款 市税は、市税のうち個人市民税につきまして、人口減少などによりまして納税義務者が僅かに減少し、給与収入は落ち込んでいるものの、営業・不動産所得は増加をしており、加えて令和 3 年度については新型コロナの影響を厳しく見積もっていたこともありまして、対前年度比 5,500 万円 4.1%の増となっております。

また、法人市民税につきましては、前年度の実績及び各種経済対策の効果によりまして今後の回復基調を見込みまして、対前年度比 5,200 万円、24.9%の増となっております。

固定資産税につきましては新築家屋の増などによりまして、固定資産税全体では 3,600 万円、1.6%の増となっております。

市税全体では対前年比 1 億 5,920 万 2,000 円、3.7%の増ということになってございます。

以下、対前年度比の増減額の大きいものについて説明をさせていただきます。

少し飛びまして 7 款 地方消費税交付金は、令和 3 年度収入見込みなどから推計し、1 億 5,200 万円の増となる見込みであります。

11 款 地方交付税は、国の地方財政計画で3.5%の増となっておりますが、
税収増などにより基準財政収入額の増加が見込まれることから、前年度決算
より減少する見込みとなっておりますが、一方、特別交付税で算入できる需要
額の増加を見込みまして地方交付税全体では1億100万円の増となっております。

15 款 国庫支出金は、地方創生拠点整備交付金、新型コロナウイルスワク
チン接種体制確保事業費補助金の増加によりまして5億5,842万4,000円の
増となっております。

19 款 繰入金は、令和3年度に引き続き2年連続で財政調整基金からの繰
入れはなく、予算は編成できましたが、ふるさと納税基金からの繰入金の増加
によりまして1億7,447万8,000円の増となっております。

22 款 市債は、教育債が増加をしておりますが、地方財政計画の見込みを
反映した臨時財政対策債の減少によりまして1億9,020万円の減となってお
ります。

表の下から2番目、自主財源は、市税、繰入金、諸収入は増加したものの、
分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入の減少によりまして、前年度
比0.8ポイントの減42.4%となっております。

依存財源につきましては、県支出金、市債は減少となりますが、地方譲与税、
地方消費税交付金、地方交付税、国庫補助、国庫支出金等などの増加によりま
して、前年度比0.8ポイント増の57.6%となっております。

次に、2ページの3 一般会計歳出予算款別一覧表となります。

同じく、対前年度比の増減額の大きいものを中心に説明をさせていただきます。

2 款 総務費につきましては文書管理システムの導入やワクチン接種に係

る時間外勤務手当の増加によりまして、6,115万円の増となります。

4款 衛生費は新型コロナウイルスワクチン接種事業などの増加により、1億7,168万8,000円の増となります。

6款 農林水産業費は、土地改良事業で、ため池の長寿命化の委託等の減少によりまして、8,236万3,000円の減となります。

10款 教育費は、文化スポーツ複合施設の建設費の増加によりまして、7億49万6,000円の大幅な増となっております。

次に4 一般会計歳出予算性質別一覧表となります。こちらも対前年度比の大きいものを説明させていただきます。

1の人件費は、予算上の職員数は減少をしておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種の会場運営に係る時間外、手当等の増加によりまして増えております。

2の物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業等の増加によりまして増となっております。

6の普通建設事業費は、補助事業費において、体育施設整備事業の文化スポーツ複合施設建設によりまして増となっております。

表の下から2行目、義務的経費の構成比は、前年度比3.3ポイント減少し46.8%となっております。

投資的経費につきましては、普通建設事業費が大きく増加しているということで、4.5ポイント増加し、12.1%でございます。

続きまして、3ページ以降が主要事業の一覧表ということでございます。

こちらは、款別にまとめたものでありまして、表の右側主要事業の欄に対象事業を記載しております。さらに新規事業につきましては墨つきの括弧、強調した括弧でくくっております。

また、普通の括弧でくくったものは補足の説明等が記載してございます。

その新規事業をまとめたものが10ページに一般会計と、特別会計含めて28事業ほどございます。この新規事業の主な事業につきましては、10月の全員協議会の際に御説明をさせていただきましたので、恐れ入りますが説明は割愛をさせていただければと思います。

以上が令和4年度当初予算の概要であります。この予算の議案につきましては、3月議会に提出をし、その際に詳しく御説明をさせていただきますので、御審議を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑦ 矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長 次に、⑦について説明を求めます。

○総務課長 それでは続きまして、矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

こちらは平成29年度に地方自治法が改正されまして、令和2年度から施行されたということを受けまして、住民訴訟の対象となる長や職員等の損害賠償責任額を限定し、それ以上の額を免責する旨の条例を制定するものでございます。

この地方自治法の改正の趣旨といたしましては、近年、住民訴訟におきまして長や職員に対し高額な損害賠償責任を命じる判決が言い渡される事案があるということで、軽過失の場合であっても膨大な個人責任を追及されることがあるという状況によりまして、長や職員のその職務執行の萎縮効果を招

き、果敢な政策も行われなくなってしまうという弊害、また、行為または重大な損失があるときのみにも求償権を有する国家賠償法等の不均衡、さらには議会の議決に基づく損害賠償責任権の放棄が政治的状況に左右されてしまう場合があることなどの住民訴訟制度をめぐる課題を解決するために、地方自治法が見直されたというものでございます。

これらの課題解決の見直しとしまして条例におきまして、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは賠償責任額を限定しそれ以上の額を免責する旨を定めることが可能となったものでございます。

つきましては、この条例の制定を3月定例会に議案として提出したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑧ 矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長 次に、⑧について説明を求めます。

○社会福祉課長(沼野晋一) 矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について御報告いたします。

現在、矢板市において重度心身障害者医療費助成の対象者につきましては、重度の身体障害者及び知的障害者としており、これは栃木県においても対象者は同一となっております。

このたび、県は重度心身障害者医療費助成制度の改正を行い、令和4年4月

から、助成対象者に新たに精神障害者保健福祉手帳一級所持者を加えることにより制度の拡充を図ります。

これに伴いまして、市も対象者に精神障害者保健福祉手帳一級所持者を加え制度の拡充を図ってまいります。

新規対象者につきましては、令和3年10月1日現在で80人であります。

施行日につきましては、令和4年4月1日からといたします。

また、制度拡充に伴い、試算でございますけれども年額で879万円ほど助成額が増加する見込みとなっております。なお、助成額の2分の1が県費からの補助となります。これら予算につきましては、令和4年度当初予算に計上いたします。

本改正案につきましては、3月議会に議案として提出いたしますので、何とぞ慎重審議いただけますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑨ 矢板市介護給付基金条例の一部改正について

○議長 次に、⑨について説明を求めます。

○高齢対策課長(高橋理子) 矢板市介護給付基金条例の一部改正につきまして御報告いたします。

資料を御覧ください。

条例改正の趣旨でございますが、現在は介護給付の財源のみに処分ができることとなっている介護給付基金を、地域支援事業や県の財政安定化基金の

財源としても処分が可能となるよう、条例の改正を行うものです。

条例改正案の概要でございますが、介護給付基金は、介護保険特別会計において発生した余剰分を積み立て、介護保険の財政を健全に維持するために設置されております。

一方で、高齢者の自立支援や重度化防止、介護予防等の取組に対する財政的インセンティブとして、保険者機能強化推進交付金や、保険者努力支援交付金がそれぞれ交付されておまして、現在は、地域支援事業の第1号保険料に充当し、それによって生じた第1号保険料の余剰分は基金に積立てをしている状況です。

現行の介護保険基金条例では、介護給付の財源以外には基金を処分することができないため、地域支援事業に不足が生じた場合や栃木県が設置する財政安定化基金への拠出金及び償還金の財源としても、基金の処分が可能となるよう、所要の改正を行うものであります。

施行日は公布の日といたします。

今回の条例の一部改正につきましては、第374回市議会定例会に議案として提出いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑩ 矢板市消防団条例の一部改正について

○議長 次に、⑩について説明を求めます。

○生活環境課長 矢板市消防団条例の一部改正につきましては、国において、

年々減少する消防団員数の抑制を図るため、団員の処遇改善を目的とした、災害時の出動手当の見直しを進めていることを受け、国の示す同手当の基準である、1日あたり8,000円に沿った運用を行うため、矢板市消防団条例の一部改正をするものでございます。

具体的な改正内容につきましては、これまで、本市では費用弁償として、訓練や夜警も含め、一律1,000円を取り扱っていたものを、資料に記載のとおり、報酬に改めるものでございます。

施行日は、令和4年4月1日を予定しております。

なお、この案件につきましては、3月市議会定例会に議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑪ 市営住宅の適正配置について

○議長 次に、⑪について説明を求めます。

○建設課長（和田理男） 市営住宅の適正配置について御報告いたします。

本市の市営住宅は昭和40年代に建築された低層住宅として、上太田・荒井・乙畑の3団地48棟と、鉄筋コンクリート造の中層住宅として、中・石関など5団地、15棟を管理しておりますが、矢板市公共施設再配置計画に基づき、管理戸数の適正化を目的として、施設の用途廃止及び集約化を実施いたします。

主な実施行程ですが、令和4年度から上太田住宅6棟を対象として、用途の

廃止に着手し、荒井・乙畑住宅につきまして、段階的に実施してまいります。

低層住宅全 48 棟の廃止完了後、中層住宅についても規模縮小を図り、最終的には 11 棟 290 戸に集約化いたします。

廃止する住宅の入居者につきましては、他の市営住宅へ転居することとし、また施設の取壊し経費については、公共施設除却事業債を活用いたします。

資料のうち、下の表、県内の管理状況を御覧いただきます。

本市の住宅管理戸数は、住民千人当たり約 19.4 戸と、県内平均 8.3 戸に対して 2 倍以上と大幅に上回る状況にありますが、この適正配置の実施により、おおむね平均的な状況になるところです。

現在の入居者には、高齢者の単身世帯も多い状況にありますので、社会福祉部局など関係機関と連携を図り入居者の負担軽減に努めながら、円滑な適正配置をしてまいります。

報告は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑫ 矢板市立地適正化計画策定の進捗状況について

○議長 次に、⑫について説明を求めます。

○都市整備課長(佐藤裕司) 矢板市立地適正化計画策定の進捗状況について説明させていただきます。

矢板市立地適正化計画は、おおむね 20 年後を見据えて、居住や生活を支える医療・福祉・商業等の計画的な誘導と、公共交通の充実等によるコンパクトシティ形成に向けた取組を推進していくことを目的に、令和 4 年度中の策定

を目指します。

資料1枚目を御覧いただきながら、お聴き取り願います。

1の都市の骨格構造としては、矢板地区と片岡地区の市街地拠点を、道路、鉄道のネットワークで結び、コンパクトシティの形成を目指します。

2の都市機能及び居住の誘導方針については、矢板地区、片岡地区それぞれのグランドデザイン、第4章の誘導区域図を御覧いただきながら、お聴き取りください。

矢板地区の都市機能誘導区域は、矢板駅周辺の「街なか商業ゾーン」、「生活商業ゾーン」、「公共サービスゾーン」、「交流ゾーン」を包括するエリアであり、商業系を中心に、主要な施設を含むエリアであります。

片岡地区の都市機能誘導区域は、片岡駅周辺の「生活商業ゾーン」を包括するエリアであり、商業系を中心に、駅と国道4号間の各種施設を含むエリアであります。

矢板地区及び片岡地区の居住誘導区域は、いずれも用途地域のエリアであり、おおむね住居系及び商業系用途地域となっています。ただし、矢板地区の長峰墓苑及び矢板工業団地、片岡地区に3か所ある土砂災害特別警戒区域は除外するものとします。

3の誘導区域の目標人口は、やいた創生未来プランの2040年の想定ケースである2万6,700人とし、用途地域への人口集中率は、現行都市計画マスタープランにおける目標値と同じ50%とし、居住誘導区域への集積を緩やかに促進していきます。

資料の2枚目を御覧ください。誘導区域の防災指針は水災害のハザードエリアが指定されている矢板地区、土砂災害警戒区域が指定されている片岡地区において、誘導区域に含める箇所について防災・減災対策を明記しております。

す。水災害の防災機能確保に向け、内川の氾濫対策と、より高いレベルでの避難体制の措置を明示するほか、土砂災害の防災機能確保に向け、安全な基盤整備と避難体制の措置を明示し、実効性を担保します。これらの指針を、地域防災計画及び国土強靱化計画と連携しながら進めます。

都市機能誘導区域の誘導施設は、矢板、片岡地区の各市街地が目指すまちづくりを踏まえ設定します。矢板地区は市全体の都市活動の中心であること、片岡地区は交通利便性に優れた居住拠点であること、そのほか既存の施設立地の状況を勘案した上で、矢板地区は、既存施設を維持・充実させ、片岡地区は、地区に不足する機能の誘導の視点から、商業施設のうち、大規模店舗、その他小規模なドラッグストア等の店舗を誘導いたします。

第5章 誘導施策について、市独自の施策・事業等について、都市機能及び居住に関する誘導施策を記載しております。

第6章 評価指標について、都市機能誘導に関する駅徒歩圏における機能維持については、施設立地状況により算定し、居住誘導区域における人口維持については、国勢調査結果により算定いたします。交通ネットワークに関する公共交通利用者数は、矢板市地域公共交通網形成計画との整合を図るため、同計画における基準年次、基準値、目標年次、目標値を採用しております。

今後のスケジュールであります。令和4年度には素案を決定し、市民説明会、パブリックコメント、都市計画審議会、全協報告等を経まして、年度末の計画公表となる予定ですので、御承知おき願います。

なお、立地適正化計画が公表されますと、その翌日から計画が適用され、開発行為や建築等行為の際の届出制度が開始されます。

報告事項の説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 議員各位及び執行部からほかに何かありませんか。

(健康増進課長挙手)

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長(村上治良) 新型コロナウイルス感染症対策につきまして、御報告いたします。なお、資料はございませんので、お聴き取り願います。

まず、矢板市の感染状況についてですが、これまでに感染が確認された方は、現在まで183名と、県内人口10万人当たりの感染者数としては、県内25市町の中で最も少ない水準ではありますが、1月に61名、2月は既に35名の方が陽性となっております。

また、2月2日の1日当たり新規の陽性者は11人と、過去最多を更新しており、感染が収まる傾向に至っていない状況にあります。

栃木県においても、2月2日には新規感染者数が初めて1,000人を超え、あわせて病床使用率も今月中旬にはレベル3の基準である50%を超える可能性が出てくるなど、このまま推移すれば、コロナ医療のひっ迫と救急医療などの通常医療のひっ迫がさらに進み、医療崩壊につながる懸念があります。

1月27日から2月20日までは、栃木県全域を措置区域とした国による「まん延防止等重点措置」が適用されており、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県民等に対して要請や必要な協力が働きかけられているところであります。

市といたしましても、1月27日に矢板市新型コロナウイルス感染症対策本

部会議を開催し、市独自の「緊急事態措置」と同等の対応につきましては、終了期日を1月31日から2月20日までに延長したところであります。

そのような中、2月2日に市内の感染者が11名と初めて2桁になったことから、県の生活支援物資が届くまでの間の緊急的な措置として、食料や感染予防品等の生活必需品を調達することが困難な自宅療養者の方に、市独自の支援物資の配布を行うことといたしました。

既に、2月4日から市ホームページにて御案内を開始しており、本人からの依頼があった場合には、災害備蓄品や感染予防グッズなどの支援物資を緊急配布しているところであります。

最後になりますが、3回目のワクチン接種につきましては、現在、2回目接種日から6か月を経過した方の接種が可能となっており、市でも6か月到達を目安として対象者の方に接種券を送付しております。

市の集団接種などについては、現在、高齢者の接種を進めているところではありますが、指定日より早く接種を希望される方は、毎週土曜日と隔週日曜日に、矢板市文化会館で開設している栃木県営とちぎワクチン接種センターを御利用いただきますようお願いいたします。

議員の皆様におかれましては、今月に入っても市内での新規感染者が収まりませんが、より強い危機感をもっていただき、引き続き基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。

以上、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、健康増進課からの報告とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。質疑はございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(11:00)

令和 年 月 日

議長